

全国B型肝炎訴訟基本合意2周年集会 集会アピール

2013年6月28日

全国B型肝炎訴訟原告団 全国B型肝炎訴訟弁護団

1 一昨年6月28日、私たちは、3年以上にわたる裁判の末、国との間で基本合意を締結しました。これにより、集団予防接種の注射器の使いまわしによってB型肝炎ウイルスに感染した被害者の救済が始まりました。基本合意を勝ち取ることができたのは、それまでの裁判内外の活動を支えてくださった関係者の方々のお力添えによるものです。あらためて、基本合意締結にご尽力いただいた皆様に御礼を申し上げます。

2 もっとも、集団予防接種による感染被害者数は、45万人程度とされているにもかかわらず、原告は全国合計で9317名にすぎず（和解成立数は3769名；以上2013年6月27日時点の当原告団・弁護団関与分）、現時点で救済の俎上に上っている被害者は全被害者数のわずか2%程度です。その大きな原因は、本件集団予防接種による感染被害の事実と本件救済制度についての周知が不十分であるため、集団予防接種時のB型肝炎ウイルスの感染被害者であることを知らないままの被害者が未だに多数存在するためです。

私たちは、引き続き国に対してこれらの周知徹底を求めるとともに、全国各地で被害相談会や医療機関・自治体への働きかけなどを行い、広く被害者が救済されるための活動に取り組みます。

3 救済対象となっている被害者が少ない原因としてさらに重大なのは、この問題についての国の対応がきわめて遅れたため、母親が死亡するなど客観的被害を立証できなくなった被害者が多数発生している点です。

私たちは、立証手段を失ってしまった多くの被害者を実質的に救済するためにも、集団予防接種の注射器打ち回し以外の輸血等の医療的原因で肝炎ウイルスに感染した人々も含めた、全てのウイルス性肝炎患者を対象とした各種の恒久対策を充実させる活動に引き続き取り組みます。とりわけ、肝硬変・肝がん患者の医療費助成の拡大や、肝硬変患者の身障者認定、障害年金認定基準の緩和に向けた運動を強めていきます。

4 2013年6月19日、厚労省の「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」（検証会議）の審議が終了し、再発防止のための提言がまとめられました。提言では、感染防止策について厚労省がずさんな対応を行っていたことや自治体や医療従事者の不十分な対応が明らかになるとともに、厚労省の組織的な改善の必要性やこれについてのさらなる議論の必要性を指摘するなど評価できる点も少なくありません。

もっとも、真の再発防止のためには政策推進部門とは独立した第三者機関を設置して、厚生行政全般について、先進知見や事例の集積・分析などを行うとともに、国民の生命健康に危害が生じたもしくはそのおそれのある事件について、原因究明のための調査、被害救済及び再発防止策を検討することが必要不可欠です。

私たちは、厚労省に対し、再発防止策を全うするための組織のあり方の議論を続ける場を速やかに設置するように求めるとともに、未曾有の被害を受けた原告団及びその弁護団として、同様の被害が生じないように適正な厚生行政が行われるべく引き続き発言し、監視していくなどの活動を行っていくことを誓います。